

社会福祉法人恵那市社会福祉協議会
虐待防止のための指針

1 虐待防止に関する基本的考え方

本法人は、利用者の人権を尊重し、下記に関する虐待の定義の内容及び関連する不適切なケアを一切行いません。また、虐待の未然防止に努めるとともに、早期発見、早期対応、再発防止について、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して社会福祉の増進に努めます。

- i 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii 支援・世話の放棄・放任：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者の養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- iii 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の利用者に対する著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- v 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

- 虐待等の発生の防止・早期発見、虐待等が発生した場合の防止策など組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止検討委員会（以下委員会）」を設置します。なお、委員会の統括責任者（委員長）を総務課長とし、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（委員）を事業所ごとに定めます。
- 委員会は、委員長の招集により1ヶ月に1回定例開催するほか、必要に応じて開催します。また、委員長および各委員が必要と判断した場合は、委員以外の職員を招集し、開催します。委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことも可能とします。
- 委員会開催に際して、それぞれの委員が中心となり各事業所の状況や協議内容を取りまとめ、報告します。また、委員会での協議内容については委員を通じて、職員全体に周知徹底します。
- 委員会は、次のような内容について協議するものとします。
 - ① 委員会その他事業所内の組織に関すること
 - ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるため

の方法に関すること

⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

⑦ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

○職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、虐待の防止を徹底します。

○具体的には、次のプログラムにより実施します。

- ・虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・権利擁護事業/成年後見制度の理解
- ・虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・早期発見・事実確認と報告の手順
- ・発生した場合の改善策

○実施は、年1回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施します。

○研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

4 虐待又はその疑い（以下、「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法

○虐待等が発生した場合には、速やかに市役所担当課に報告するとともに、その要因の除去に努めます。

○また、緊急性の高い事案の場合には、市役所担当課及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

○客観的な事実確認の結果、虐待等が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

（家庭内での虐待又はその疑い）

○虐待等が発生した場合には、速やかに市役所担当課に報告し情報提供を行う。

（職場内での虐待又はその疑い）

○職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。

○担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これらの確認の経

緯は、時系列で概要を整理します。

- 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市役所の窓口等外部機関に相談します。
- 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市役所担当課に報告します。
- 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

6 成年後見制度の利用支援

- 利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見人制度について説明し、その求めに応じ、市役所担当課等と連携し、成年後見制度が利用できるよう支援します。

7 虐待等に係る苦情解決方法

- 虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合は、他の上席者に相談します。
- 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。
- 対応の流れは、上述の「5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制」に依るものとします。
- 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

8 利用者等に対する当該指針の閲覧

- 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当法人のホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

9 その他虐待等の防止の推進

- 3に定める研修会のほか、各関係機関等により提供される虐待防止に関する研修会には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

附 則

この指針は、令和5年7月1日より施行する。

区分	具体的な例
i 身体的虐待	<p>暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる ・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする/等
ii 介護・世話に放棄・放任	<p>意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられてないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水状態や栄養失調の状態にある ・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中生活させる ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない。 ・同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置すること/等
iii 心理的虐待	<p>脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・侮辱を込めて、子供のように扱う ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する/等
iv 性的虐待	<p>本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・キス、性器への接触、セックスを強要する/等
v 経済的虐待	<p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない/使わせない ・本人の自宅等を本人に無断で売却する ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する/等

(参考) 厚生労働省 高齢者虐待防止の基本

「家庭内における高齢者虐待に関する調査」(平成15年)、財団法人医療経済研究機構

(別表) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待類型 (例)

区分	
身体的虐待	<p>①暴力的行為 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none">・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。ぶつかって転ばせる。・刃物や器物で外傷を与える。・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。・本人に向けて物を投げつけたりする。 など <p>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none">・医学的診断や個別支援計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。・介助がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。・車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、飲み物を飲ませる。 など <p>③ 正当な理由のない身体拘束 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none">・車いすやベッドなどに縛り付ける。・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける。・行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる。・職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する。・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
性的虐待	<p>○あらゆる形態の性的な行為又はその強要 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none">・キス、性器等への接触、性交 ・性的行為を強要する。・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。・わいせつな映像や写真をみせる。・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり、映像や画像を撮影する。・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など
心理的虐待	<p>① 威嚇的な発言、態度 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none">・怒鳴る、罵る。・「ここ（施設等）にいられなくなるよ」「追い出す」などと言いつす。・「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと

威圧的な態度を取る。 など

② 侮辱的な発言、態度

【具体的な例】

- ・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。
- ・日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮蔑的なことを言う。
- ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
- ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。
- ・本人の意思に反して呼び捨て、あだ名などで呼ぶ。 など

③ 障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度

【具体的な例】

- ・無視する。
- ・「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う。
- ・他の利用者に障害者や家族の悪口等を言いふらす。
- ・話しかけ等を無視する。
- ・障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
- ・したくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。 など

④ 障害者の意欲や自立心を低下させる行為

【具体的な例】

- ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
- ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする、職員が提供しやすいように食事を混ぜる。
- ・自分で服薬ができるのに、食事に薬を混ぜて提供する。 など

⑤ 交換条件の提示

【具体的な例】

- ・「これができたら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにきなさい」などの交換条件を提示する。

⑥ 心理的に障害者を不当に孤立させる行為

【具体的な例】

- ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
- ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
- ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。
- ・その利用者以外の利用者だけを集めて物事を決める、行事を行う。 など

⑦ その他著しい心理的外傷を与える言動

【具体的な例】

- ・車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
- ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
- ・利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
- ・利用者の前で本人の物を投げたり蹴ったりする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など
放棄・放置	<p>① 必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など <p>② 障害者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 ・本人の嚥下できない食事を提供する。 など <p>③ 必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動に車いすが必要であっても使用させない。 ・必要なめがね、補聴器、補助具等があっても使用させない。 など <p>④ 障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう障害者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 ・話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。 など <p>⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること</p>
経済的虐待	<p>○ 本人の同意（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。以下同様。）なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する 金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。 ・年金や賃金を管理して渡さない。 ・年金や預貯金を無断で使用する。 ・本人の財産を無断で運用する。 ・事業所、法人に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・本人の財産を、本人が知らない又は支払うべきではない支払に充てる。

	<ul style="list-style-type: none">・金銭・財産等の着服・窃盗等（障害者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。・本人に無断で親族にお金を渡す、貸す。・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など
--	--

（参考）障害者福祉施設等における 障害者虐待の防止と対応の手引き 令和2年10月
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室